

## 若者の消費者トラブル啓発動画・シナリオコンテストに係る業務 委託仕様書

### 1. 委託業務名

若者の消費者トラブル啓発動画・シナリオコンテストに係る業務

### 2. 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月17日（水）まで

### 3. 委託上限額

2,898,500円（消費税および地方消費税を含む）

### 4. 業務目的

若者が消費者トラブルを題材とした動画制作に自ら取り組む機会を設け、理解の深化と主体的な気づきを促すことを目的として、コンテストを実施する。

制作した動画は、福井県Webサイト等への掲載、福井県が主催、共催等をするイベントやセミナー、各種の普及啓発活動など、様々な場面で活用する。

### 5. 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、実際の委託契約時には、企画提案の内容等を踏まえて変更を行う。

### 6. 業務内容

#### (1) 成果要件

応募作品数	100件以上
最優秀作品に基づいた啓発動画の視聴回数	5万回以上

#### (2) 本業務の募集広報【6月中旬開始】

特設サイトを開設するほか、県内の若者に訴求力のある各種広報媒体を活用し、広く作品を募集すること。なお、特設サイトのデザインや記載事項等は県と協議の上で決定すること。

#### (特設サイト内容)

- ・若者の消費者トラブルの紹介
- ・CMシナリオを書く際のポイント
- ・応募フォームの開設
  - ※独自構築・既存フォーム活用は問わない
  - ※応募期間（令和8年7月1日～令和8年10月31日）
- ・発表会後に入賞作品の掲載ページの作成

#### 提案内容

- ・本業務の広報方法について提案すること。
- ・特設サイトの絵コンテやイメージ案を提案すること。

(3) 審査会の実施

- ・応募があった作品については審査会を開催し、最優秀作品(1作品)や優秀作品(3作品)となる候補作品を選出すること。
- ・審査員には専門家2名を選定すること。
- ・審査会の開催方法および審査員の選定は県と協議の上で決定すること。
- ・審査員の招聘にかかる謝礼や旅費などの諸費用については受託者負担とすること。
- ・優秀作品の応募者に賞金(最優秀作品(10万)、優秀作品(1万)の合計13万円)を支払うこと。なお賞金の原資や支払いにかかる諸費用については受託者負担とすること。

(4) 最優秀作品に基づいた啓発動画の制作・納品

最優秀作品をWebサイト、県HP・SNS、CM等に掲載できるように動画を制作(動画での応募作品の場合は、再撮影)し、納品すること。その際、本コンテストの入賞作品等であることが分かるサムネイル画像を付けること。

※聴覚障がい者への配慮(テロップの挿入等)を行うこと

※動画での応募作品の場合、出演者に関しては、県・応募者と協議し決めること

- ・納品方法：DVD又はBDに保存し、納品すること
- ・納品期限：令和9年1月29日(金)

**提案内容**

- ・対応可能な動画の表現技法について提案すること。
- ※実写、アニメーション、CG等

(5) 最優秀作品および啓発動画の発表会【2月上旬】

- ・最優秀作品の発表と表彰、優秀作品の発表を実施すること。
- ・7(4)で制作された啓発動画を発表すること。

**提案内容**

- ・発表会の内容について提案すること。

(6) 啓発動画を活用した周知・広報【令和9年2月上旬から同年3月上旬】

7(4)で制作された最優秀作品を使い周知・広報を実施すること。

**提案内容**

- ・広報媒体や周知方法について提案すること。

(7) 独自の提案

上記(1)～(6)以外で、業務目的を達成する有効な企画があれば提案すること。

## 7. 本業務の概要

若者世代を対象に、「消費者トラブル」に関する動画・シナリオ(以下「応募作品」)を募集し、審査により選定した入賞作品等を活用した消費者教育啓発を行う。

### (1) 応募資格

応募時点で福井県内に在住・在学・在勤の中学生以上30歳未満のアマチュア  
※グループでの応募の場合、代表者が応募資格を満たしていることとする。

### (2) 応募期間

令和8年7月1日～令和8年10月31日

### (3) 応募作品の内容

#### ①若者の啓発につながるテーマであること

例：定期購入、ゲーム課金、美容関係（脱毛エステ・痩身エステ等）  
マルチ商法、副業・もうけ話、出会い系サイト・マッチングアプリ

#### ②消費生活センターの周知を入れること。例：「困ったら、消費生活センターへ」

### (4) 応募点数

同一作品でなければ、1人(グループ)につき、何点でも応募できるものとする。  
ただし、入賞は応募者1人(グループ)につき1点までとする。

### (5) 応募形式

シナリオ形式または動画形式

### (6) 最優秀作品・優秀作品（以下、「入賞作品」）の選出

・応募作品の中から審査員による審査の上、最優秀作品を1点、優秀作品を3点

・次の内容に該当する、又は該当するおそれがあると福井県が判断した作品は、  
応募者に通知することなく審査対象から除外する。

ア 法律等に違反する又は違反するおそれのあるもの

イ 個人、企業、団体などを中傷し、プライバシーを侵害するもの

ウ 第三者の著作権、商標権、肖像権、その他知的所有権を侵害するもの

エ 企業や商品などの宣伝、政治目的・宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝  
又は勧誘を意図するもの

オ 公序良俗に反するもの 穂

カ その他、福井県が不適切と判断したもの

### (7) 表彰

・入賞作品の応募者については氏名（グループ名）等を公表する。

・最優秀作品の応募者については、表彰を実施する。

### (8) 入賞者への特典

・最優秀作品（1作品）：賞金10万円

・優秀作品（3作品）：賞金1万円

### (9) 入賞作品による啓発

入賞作品を活用した啓発を行う。

※最優秀作品は啓発動画とシナリオ、優秀作品はシナリオ

※最優秀作品については、各種広報媒体を活用した啓発も実施

### (10) その他

応募者の個人情報、本コンテストの実施に関する事務処理のみに使用し、  
本人の同意なく開示・公表しない。

応募者は、自らが応募する作品について、次に掲げる事項を承諾したものとする。

・未発表のもので、応募者自身が制作したオリジナル作品であること。

・応募作品の著作権は、応募者及び福井県の双方に帰属する。ただし、福井県  
および福井県が許可した団体は、応募者の許諾を要することなく、無償で作品

- をHP、YouTube等における配信、その他の広報物やイベント、PR等に利用できること。無償での二次使用、作品の返却は行わないことに御承諾いただけること。
- ・著作権・肖像権・意匠権はもとより、第三者が有するいかなる権利をも侵害するものでないこと。
  - ・作品内で確認できる対象物によって著作権や肖像権等の許諾は応募者自身が取得すること。第三者への権利侵害があった場合、県は一切の責任を負わない。  
例：著作権の利用許諾を得ていないキャラクター等の画像・映像・音楽の使用、作品の出演者以外の通行人等の映り込みについて通行人等本人の許可を得ていない。
  - ・応募作品に使用するキャラクター等の画像・映像・音楽について著作権処理を行った場合、許諾を得た著作物等とその著作者等の許諾を得ていることについて確認を求めることがある。
  - ・応募作品の利用にあたり、作品を一部編集（サムネイル・字幕・ナレーションの追加、静止画、切り出し等）することがある。

## 8. 業務完了報告書

- (1) 受託者は、本業務が終了したときは、速やかに次の事項を記載した業務完了報告書を委託者に提出し、委託者による検査を受けなければならない。
  - ・本業務の業務完了報告書（実施内容・結果等）
  - ・本業務に要した経費の内訳（収支決算書、支出の費目別内訳等）
  - ・その他、業務実施に係る補足説明資料（記録用写真及び公開可能な写真等）
- (2) 受託者の責に帰すべき理由による業務完了報告書の不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに訂正、補足、その他必要な措置を取らなければならない。

## 9. 特記事項

- (1) 著作権について、受託者は委託業務の成果品に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該成果品引き渡し時に、県に無償で譲渡するものとする。
- (2) その他、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (3) 実施内容等は、県と十分協議しながら業務を進めること。
- (4) 県の求めに応じ、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。
- (5) 当該業務内容の変更に伴う仕様の変更、委託料の変更等については、必要に応じて協議の上、対応すること。
- (6) 業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、県がその損害を県の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、県もその損害を負担するものとし、負担額は県と受託者の協議で決定する。
- (7) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複製又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、県の許可を得た場合はこの限りではない。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議の上、決定するものとする。